

危機管理会議

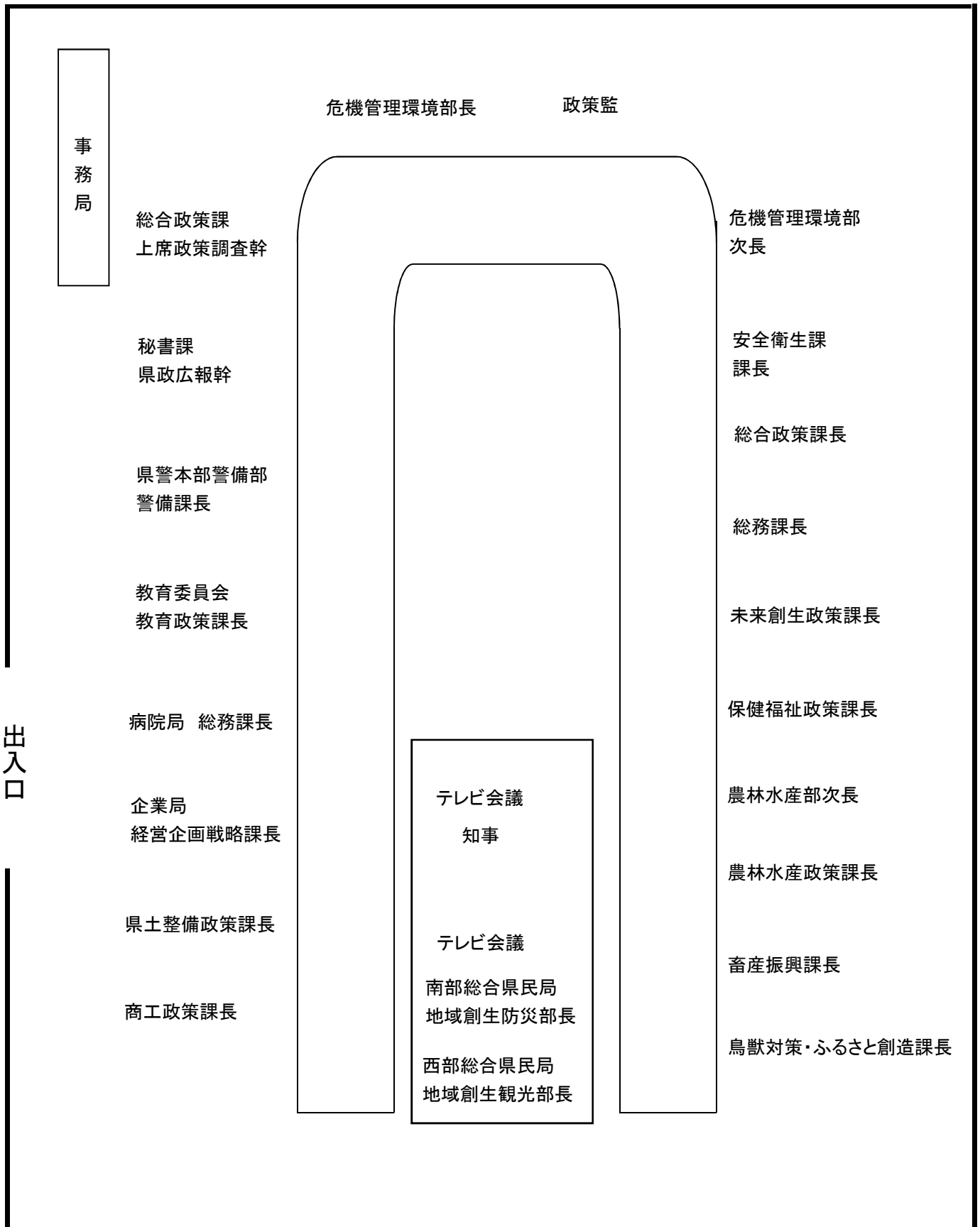
日時：令和2年12月10日（木）12：30～

場所：県庁3階特別会議室

協議事項

- 近隣県「和歌山県」等における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（「国内20例目」、「20例目の関連農場」及び「21例目」）

危機管理会議 配席図



資料 1

配布資料

- 農林水産省 プレスリリース 1
 - 和歌山県 紀の川市
 - 大分県 佐伯市

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内21例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[プレスリリース](#)

和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内21例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和2年12月10日
農林水産省

本日、和歌山県紀の川市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(今シーズン国内21例目)が確認されました。
本発生は、和歌山県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。
農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針(大臣指示)に従い措置を実施することについて確認します。

1.農場の概要

農場所在地：和歌山県 紀の川市
飼養状況：採卵鶏(約6.7万羽)

2.経緯

- (1) 12月9日、和歌山県は、当該農場から死亡等の異状を示す飼養鶏を確認した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応方針

本日、和歌山県紀の川市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月10日の和歌山県紀の川市における高病原性鳥インフルエンザの発生は和歌山県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

1. (ア)当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却、
(イ)農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(ウ)半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 宮内農林水産副大臣を和歌山県に派遣する等により、和歌山県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家さん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 和歌山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和2年12月10日（木曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用していたの取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内20例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[プレスリリース](#)

大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内20例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和2年12月10日
農林水産省

本日、大分県佐伯市の養鶏場3農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(今シーズン国内20例目及び20例目の関連農場)が確認されました。
本発生は、大分県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。
農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針(大臣指示)に従い措置を実施することについて確認します。

1.農場の概要

農場所在地：大分県 佐伯市
飼養状況：肉用鶏(約1.4万羽)
疫学関連農場(ア) (肉用鶏：約2.4万羽)
疫学関連農場(イ) (肉用鶏：約1.8万羽)

2.経緯

- (1) 12月9日、大分県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (4) また、国内20例目農場と疫学的関連が確認された佐伯市の2農場についても、防疫指針に基づき、疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応方針

本日、大分県佐伯市の肉用鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月10日の大分県佐伯市における高病原性鳥インフルエンザの発生は大分県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

1. (ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
(イ)農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(ウ)半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 葉梨農林水産副大臣を大分県に派遣する等により、大分県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 大分県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和2年12月10日（木曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

資料 2

配布資料

- 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥への対応等 1

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥への対応等

1. 野鳥の監視・検査

- ①野鳥監視重点区域における巡回監視
- ②日本野鳥の会徳島県支部や猟友会などと連携した監視強化
- ③野鳥糞便検査の実施：20検体（11/17採取）
検査結果は環境省が12月中旬に公表予定
※12月中旬に追加検査（100検体）を実施
- ④死亡野鳥への対応フリーダイヤル(0800-200-5444)を12月9日設置
※死亡野鳥：通報件数161件
うち検査対象17件の簡易検査を実施（全て陰性）
（内訳：オバン5件、ホシヅメ4件、マガモ3件、ヒドリガモ2件など）

2. 死亡野鳥の「取扱い」や「接し方」についての周知

- ①県ホームページによる情報発信の充実
 - ・家庭における靴底・タイヤなどの消毒方法を追加
 - ・検査対象となる「野鳥の一覧」や「写真」を追加
 - ・本県への野鳥の飛来状況を追加
- ②アウトドア・スポーツ用品販売店などにチラシを配布

資料 3

配布資料

- 安全衛生課
和歌山県、大分県での高病原性鳥インフルエンザ発生への対応 …… 1

令和2年12月10日
安全衛生課

和歌山県、大分県での高病原性鳥インフルエンザ発生への対応

1 食鳥肉の安全確保

①当該農場から県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 12月9日及び10日 搬入なし

②食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から、次の事項を徹底するよう指導

- ・ 搬入農家の確認
- ・ 消毒など鳥インフルエンザ対策
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報

③食鳥検査センターからの報告及び検査徹底の指示

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書^{*}の確認
- ・ 生鳥検査及び異常鶏に対する簡易検査

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所、
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心として、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱業者など飼育施設の指導
- ・ 飼育者の啓発

3 その他

県ホームページ等で、次の事項を周知、啓発

- ・ 食鳥肉、鶏卵の安全性
- ・ 愛玩鳥の感染予防対策